

東京農業大学と長野県長和町との連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、東京農業大学と長野県長和町が包括的な連携のもとに、「地域再生・活性化の担い手育成教育」の実現のため、伝統文化の維持・発展、地域再生、地域農業の振興等様々な分野において、相互に協力することを目的とする。

(協力事項)

第2条 両者は、次の事項について協力する。

- (1) 地域再生・活性化の担い手育成教育のための連携事業
- (2) 伝統文化維持・発展のための連携事業
- (3) 遊休荒廃農地再生のための連携事業
- (4) 地域特産品増産のための連携事業
- (5) その他両者が協議して必要と認める連携事業

(有効期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、本協定書の有効期間満了日の3ヶ月前までに、長野県長和町と東京農業大学のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

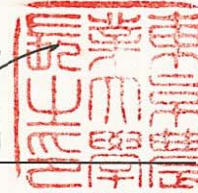
(その他)

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項について、必要な場合には、長野県長和町と東京農業大学が協議をして別に定めるものとする。

本協定の証として本協定書を2通作成し、署名捺印のうえ、各自その1通を所持する。

平成20年11月25日

東京都世田谷区桜丘1丁目1番1号
東京農業大学学長

大澤貴利 

長野県小県郡長和町長久保525番地1
長和町長

羽田健一郎 